1			表	示					表示番号		表	示	
	免許年月日	平成30年9月1日			存続 平成30年9月 1日か 期間 平成35年8月31日ま			1	左記のとおり漁業権の設定を登 平成30年		権の設定を登録する。 平成30年9月1日		
	漁場		別紙漁場図のとおり										
		第1種区画漁業	のり養殖業 9月			10日から5月10日まで							
	漁業の種類			わかめ養殖業		10月1日から6月30日まで							
1	主な漁獲物												
	漁業の時期												
1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる 制 限 標識を設置しなければならない													
	で												
	**												
	漁業権区			先 取 特 権 区			抵 当 権 区			入 漁 権 区			
順位 番号	事項		順位 番号	事	項	順位 番号	順位 事 項			順位 番号		事 項	
	神戸市垂水区平磯三丁目1番10号												
	神戸市漁業協同組合のため漁業権の設定の登録をする。												
	平成30年9月1日												
海	区	兵庫県瀬戸内海海区		免許番号		 区第2	<u> </u>	摘要		<u> </u>			

免許番号 区第2号

区第2号漁場

漁場の位置 神戸市須磨区一の谷から垂水区平磯に至る間の地先

漁場の区域、次の点A、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

A 神戸市垂水区新垂水処理場埋立地東護岸基部から最大高潮時海岸線に沿い東へ50メートルの点(北緯34度37,86分、東経135度4,48分)

神戸市垂水区塩屋町菅公橋南東端橋脚直下の護岸角(北緯34度38.03分、東経135度5.12分) 北緯34度37.68分、東経135度4.53分 北緯34度37.63分、東経135度4.27分 北緯34度37.35分、東経135度4.35分 北緯34度37.72分、東経135度6.56分 北緯34度38.28分、東経135度6.30分 神戸市 北緯34度38.31分、東経135度6.35分 北緯34度38.36分、東経135度6.33分 北緯34度38.24分、東経135度6.17分 垂水区 北緯34度38.09分、東経135度5.77分 北緯34度38.05分、東経135度5.55分 須磨区 北緯34度38.00分、東経135度5.12分 塩屋川(谷川) 菅公橋▲B 海釣公園 福田川 ゥ 平成30年9月1日 免許 0.5 3